

職場内人権研修等講師派遣事業実施要領

(趣旨)

第1条 この要領は、職場内人権研修等講師派遣事業実施要綱第5条の規定に基づき、その実施に関し、必要な事項を定めるものとする。

(派遣対象)

第2条 県内に事務所・事業所を有する企業・団体で次の各号のいずれにも該当する企業・団体が実施する職場内人権研修等について、人権問題研修講師（以下「研修講師」という。）を派遣する。

- 一 従業員が概ね5人以上のもの
- 二 原則として、新たに大分県人権教育・啓発推進協議会（以下「啓推協」という。）の人権問題研修講師を活用した職場内人権研修を実施するもの
- 三 他の公的機関等から人権研修開催経費の助成を受けていないもの

(派遣手続)

第3条 研修講師の派遣を希望する企業・団体（以下「依頼者」という。）は職場内人権研修等講師派遣申請書（第1号様式）により、派遣希望日の30日前までに大分県生活環境部人権尊重・部落差別解消推進課長（以下「人権尊重・部落差別解消推進課長」という。）へ申請するものとする。

- 2 人権尊重・部落差別解消推進課長は、派遣する研修講師の選定にあたり啓推協の意見をきくものとする。
- 3 人権尊重・部落差別解消推進課長は、派遣申請書を審査し、依頼者にその採否を職場内人権研修等講師派遣決定通知書（第2号様式）により、通知するものとする。
- 4 30分に満たない研修を希望する場合は、人権尊重・部落差別解消推進課職員を派遣するものとする。

(実施報告)

第4条 依頼者は、職場内人権研修等講師派遣実施報告書（第3号様式）により、研修会等を実施した日から10日以内に人権尊重・部落差別解消推進課長へ報告するものとする。

- 2 人権尊重・部落差別解消推進課長は、派遣実施報告書の内容確認を行い、研修講師派遣に係る所要謝金を支給するものとする。

(謝金の支給)

第5条 研修講師に支払う謝金は1時間あたり7,000円とする。

- 2 謝金の支給対象となる研修時間は2時間以内とし、支給対象の研修時間に1時間に満たない端数時間がある場合、30分に満たない時間は切捨てるものとし、30分以上の時間は1時間に切り上げるものとする。

附則

この要領は、平成22年4月1日から施行する。

この要領は、平成28年4月1日から施行する。

この要領は、令和2年4月1日から施行する。